

平成 20 年 8 月 4 日
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要（案）

1 開催日

平成 20 年 7 月 31 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

2 会 場

青森国際ホテル 5 階 「銀扇の間」

3 出席者名

吉原会長、月舘（淳）委員、本間委員、木村委員、佐藤委員、
経営支援課 5 名

4 議事の概要

（1）議題 1 会長の選出について

委員互選の結果、吉原委員が会長に選出された。

（2）議題 2 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

（3）議題 3 届出案件について

【スーパードラッグアサヒ鱒ヶ沢店に係る新設について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

図面 3 P の駐車場東側に記載してある誘導ブロックとは何か。

歩行者が車道を通らないよう幅員 1.5 メートル程の歩行者用通路を確保しているが、歩行者に対し、店舗入り口まで誘導するために設置するブロックである。

冬期間の堆雪場が歩行者道路を塞ぐ形になっているが、歩行者通路が寸断されるということか。

歩行者通路については、徒歩での来店客ではなく、車での来店の利用を主に想定していると思われる。

駐輪場は荷さばき施設の裏で、しかも店舗の脇に設置する計画であるが、使い勝手が悪いのではないかと。駐輪場付近に出入口があれば別だが、ほとんどは正面玄関付近にとめるのではないかと。

設置者の説明では、店舗の効率的配置を考えた結果ということである。

駐輪場については、無理矢理後からはめ込んだ感じもある。律儀に駐輪場にとめる利

用者が危険な目に遭う可能性がある。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・駐輪場が荷さばき施設の後方に配置されていることから、利用客の安全対策を徹底するとともに、駐車場内の安全対策についても万全を期すこと。なお、来店客等から駐輪場、駐車場内の安全対策について苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【(仮称)八戸沼館ドッグ跡地複合商業施設計画に係る新設について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

出入口の信号機はいつ頃設置されるのか。

開店と併せて設置されるよう調整していると聞いている。

城下方面(南側)からの車両については、右折する場所が出入口しかない。右折車をあまり想定していないようだ。これは、オープン時や、繁忙期には右折待ちの車で混雑することが予想される。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

(4) 議題4 その他について

青森市に係る大規模小売店舗立地法特例区域を指定したことについて、事務局から説明を行った。

以上